

身体障害者運賃割引規程

身体障害者運賃割引規程

——目 次——

第1条	(目 的)	1
第2条	(変 更)	1
第3条	(用語の意義)	1
第4条	(介護者として乗車する場合)	2
第5条	(身体障害者割引運賃)	2
第6条	(身体障害者割引乗車券の種類)	2
第7条	(身体障害者割引乗車券の発行方)	4
第8条	(身体障害者割引乗車券の効力)	4

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「社」という。）の旅客営業規則（以下「規則」という。）第 35 条第 2 項に基づき、社における身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引並びに取扱方に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(変 更)

第 2 条 社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

(用語の意義)

第 3 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号の 1 に該当する者をいう。

イ 視覚に障害がある者

ロ 聴覚又は平衡機能に障害がある者

ハ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者

ニ 肢体不自由者

ホ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝機能の機能に障害がある者

(2) 前項の身体障害者を、次に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分ける。

①「第 1 種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれより重い者をいう。

イ 両眼の視力が 0.06 以下の者

ロ 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視

能率による損失率が 90 パーセント以上の者

- ハ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解しえない者
- ニ 両上肢を中手指関節以上、又は両下肢をショパール関節以上失った者
- ホ 両上肢、又は両下肢の機能を著しく障害された者
- ヘ 体幹の機能障害により、起居、移動の困難な者
- ト 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝機能の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者
- チ ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活が著しく制限される者
- リ イ～チの障害の種類を 2 以上有し、その障害の総合の程度がイ～チに準ずる者

②「第 2 種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

(3)「介護者」とは、第 1 種身体障害者又は、12 才未満の第 2 種身体障害者を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると認められる者をいう。

(介護者として乗車する場合)

第 4 条 身体障害者が、第 1 種身体障害者、又は定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種身体障害者であるときは、身体障害者 1 人に対して 1 人の介護者を付けることができる。ただし、身体障害者用椅子を使用する場合には、2 人まで介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は、乗車券の種類・乗車区間及び通用期間が、身体障害者と一緒に身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(身体障害者割引運賃)

第 5 条 身体障害者割引運賃については、規則第 58 条に定めるとおりとする。

(身体障害者割引乗車券の種類)

第 6 条 身体障害者に対する割引乗車券の種類は、次のとおりとする。

		乗車券	割 引 内 容
第 1 種 身 体 障 害 者	単 独 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	×
	介 護 者 付 乗 車	普 通	身体障害者・介護者とも 5 割引 身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は 5 割引
		普通回数	身体障害者、介護者とも 5 割引 身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は 5 割引
		定 期	身体障害者・介護者とも 5 割引 身体障害者が小児の場合は、介護者のみ 5 割引 身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は 5 割引 (注) 身体障害者には、通勤又は通学定期は発売 するが、介護者に対しては、通勤定期券に限り 発売する。第 2 種身体障害者についても同じ。
第 2 種 身 体 障 害 者	単 独 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	×
	介 護 者 付 乗 車	普 通	×
		普通回数	×
		定 期	身体障害者が小児の場合は、介護者のみ 5 割引 身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は 5 割引 (身体障害者が大人の場合は、割引しない。)

(注) 身体障害者割引の運賃は、大人・小児とも割引額を差し引いて 10 円単位に切上げた額とする。

- ・内部障害者にあつては、身体障害者手帳の障害名及び身体障害者等級表により級別の記載事項を次表の区分により「1 種」「2 種」を確認し、乗車券を発行する。

等級 障害名	1 級	2 級	3 級	4 級
心臓機能障害	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種
腎臓機能障害	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種
呼吸器機能障害	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種
膀胱、または直腸の機能障害	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 2 種
小腸機能障害	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種
肝機能障害	第 1 種	第 1 種	第 1 種	第 1 種

- ・車イス使用の場合の介護者については 2 人まで認める。

（身体障害者割引乗車券の発行方）

第 7 条 割引乗車券の発売は、次の各号の取扱いによる。

（1）普通券・普通回数券

普通券は、自動券売機又は改札補充券により発行する。普通回数券は、補充回数券に必要事項を記載のうえ、発行する。

（2）定期券

定期券発行機により発行する。

（身体障害者割引乗車券の効力）

第 8 条 身体障害者割引乗車券は、身体障害者とその介護者とが同一列車により旅行する場合に限り有効とする。

2 身体障害者は、乗車券購入の際及び乗車中は身体障害者手帳を常に携行し係員から請求のあったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

3 前項に規定する身体障害者手帳の呈示は、「ミライロ I D」の呈示をもって、

これに代えることができる。

- 4 この規程によって購入した乗車券の払いもどしは、身体障害者とその介護者に対する乗車券とについてともに行なう場合に限って取り扱うものとする。